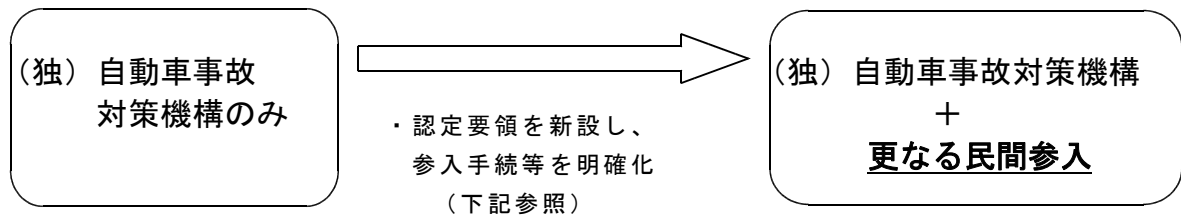


○運行管理に関する講習の実施○



指導講習の認定基準の概要

ア 講習の実施体制

- 経理的基礎を有すること。
- 運行の管理に関する講習又はこれに類するものの実施の実績が十分あること。 等

イ 実施方法等を記載した実施規程を定め、当該実施規程を遵守すること。 等

ウ 講習の種類、講習時間及び講習項目

- 基礎講習 16時間
 - ・ 自動車運送事業に関する法令
 - ・ 運行管理の業務に関する事
 - ・ 自動車運転者の指導及び監督に関する事
 - ・ 道路交通に関する法令
 - ・ 自動車事故防止に関する事
 - ・ 修了試問及び補講
- 一般講習 5時間
 - ・ 自動車運送事業に関する法令
 - ・ 運行管理の業務に関する事
 - ・ 自動車運転者の指導及び監督に関する事
 - ・ その他運行管理者として必要な事項、修了試問及び補講
- 特別講習 13時間
 - ・ 自動車運送事業及び道路交通に関する法令並びに運行管理の業務に関する事
 - ・ 自動車事故防止のために特に必要な自動車運転者の指導教育に関する事
 - ・ 自動車事故に係る生理的及び心理的な要因に関する事
 - ・ 適性診断結果の運行管理業務への活用に関する事
 - ・ 事件事例の分析に基づく再発防止対策に関する事
 - ・ 修了試問及び補講

エ 必要な講師を選任すること。

- 第一種講師（基礎講習及び一般講習）
- 第二種講師（基礎講習、一般講習及び特別講習）
- 専門講師（基礎講習、一般講習及び特別講習）

オ 第一種講師は、運行管理者資格者証の交付を受けている者であって、講習の実施者が実施する研修を修了している者であること。

カ 第二種講師は、第一種講師の要件を満たす者であって、講習の実施者が実施する研修を修了している者であること。

キ 専門講師は、講習項目に関する専門的知識及び経験を有する者であること。

ク 講習の実施者が交付した運行管理者等指導講習手帳に講習を修了したことを証する証明を行うこと。